

## 第6章

### インドにおける障害者とアクセシビリティの改善

浅野宜之

要約：

本稿では、インドにおける障害者とアクセシビリティの問題について、二つの側面から概観した。第一は、2016年12月に制定された障害者の権利法の内容である。本法が制定されるまでの過程において、アクセシビリティについてはいかなるかたちで扱われてきたのかを紹介している。第二に、現在インド政府が進めているアクセシブル・インド・キャンペーンを取り上げ、その目標について概観している。これら両面を検討することは、今後インドにおける障害者法制でのアクセシビリティの問題を考察する基礎となると考えられる。

キーワード：

インド 2016年障害者の権利法 1995年障害者法 アクセシブル・インド

#### はじめに

インドにおいて障害者がかかえる課題は、本稿で取り上げるアクセシビリティの問題のほか、教育、労働など様々なものがあり、それらの解決にむけて法制度の整備も考えられてきた。インドでは1995年障害者（機会平等、権利保障及び完全参加）法（以下1995年障害者法と略）が制定され、障害者の権利保護に関わる政策が進められてきたが、国連障害者の権利条約を批准したことにもとづき、国内法の整備が求められたことから、2011年ごろから1995年障害者法の改正が議論の焦点となってきた。法案が作成、議会に提出

されたのちに政権与党が国民会議派からインド人民党に移るなど、政治的状況に変化はみられたが、2016年12月14日に上院において、同月16日に下院において議決が行われ、2016年障害者の権利法（以下2016年障害者法と略）が可決された。

本稿ではまず2016年障害者法においてアクセシビリティの問題がいかなる形で規定されているのかを、1995年障害者法の規定との比較をまじえながら検討したうえで、2015年からインド政府が実施している「アクセシブル・インディア（Accessible India）」キャンペーンについて概観する。そのうえで、今後の検討課題を提示し、まとめとしたい。

## 第1節 2016年障害者法とアクセシビリティ

インドは1995年に上述の通り障害者（機会平等、権利保障及び完全参加）法を制定し、障害者の権利保護について定めたほか、障害者チーフコミッショナー事務所を設置して労働などの面で差別的取扱いを受けたときなど不服申立てを行うことができるよう定めた。しかし、2007年に国連障害者の権利条約を批准したことから、関連法令を条約に適合的にするため、整備する必要が生じた（浅野2010, 152-165）。

社会正義およびエンパワーメント省は2010年にスダ・カウル（Sudha Kaul）を委員長とする「障害者の権利法案起草委員会」を設置し、同委員会は法案の基本方針などを検討した後、新たな障害者法草案を2011年6月に提出した<sup>1</sup>。その後公聴会の開催などを経て、2014年2月に障害者権利法案が上院に提出された。そして、2014年9月16日に常任委員会に付託され、さらに検討がなされた。同常任委員会は2015年5月に報告書を提出したが、その中では草案について詳細に検討し、さらに修正提言を行っている<sup>2</sup>。これをもとに法案が2016年12月1日に上院に提出され、同年12月14日に上院で可決、その後同月16日には下院でも可決され、2016年障害者法が成立した<sup>3</sup>。次項において同法の概要を紹介したうえで、つづいて同法の規定のうちアクセシビリティに関連する部分について検討する。

### 1. 2016年障害者法の概要

2016年障害者法は前述の通りインドが国連障害者の権利条約批准にともなう国内法整備のため、1995年障害者法に代わるものとして制定された、インド全土に適用される法律である。2014年に議会に提出された法案に対し、119もの修正がなされて最終的に議会を通過しているが、1995年障害者法と比べても様々な面で違いがみられる。本項では新法の概要を紹介する<sup>4</sup>。

#### (1) 障害の定義

障害は動態的な概念であるとしたうえで、21の障害種別を列挙している。その中には、1995年法ですでに障害種別に含まれていた全盲、聴覚障害などに加え、サラセミアや鎌状赤血球貧血、筋ジストロフィーなどの疾病や、酸による暴行の被害者も含まれるなど、対象が大きく拡大されている。

#### (2) 留保

高等教育、公務への就職などにおいて障害者に対する留保を定めている。

#### (3) 教育

一定の障害がある6歳から18歳までの児童、生徒に対して教育を受ける権利を認め、インクルーシブ教育を推進しなければならない。

#### (4) チーフコミッショナー

障害者チーフコミッショナー事務所及び州障害者コミッショナー事務所の権限を強化し、監督機関であるとともに不服申立て審査機関となり、また、法律の執行を監視する。

#### (5) その他

本法の違反に対する罰則について規定しているほか、障害者の権利を侵害する事案を管轄する特別裁判所を各県に設置することなどを定めている。

上述のほか、2016年障害者法の特徴の一つとして挙げられているのが、「アクセシブル・インディア」キャンペーン強化のため、公共の建築物におけるアクセシビリティを確保することである。次項では、2016年障害者法におけるアクセシビリティに関する規定を概観する。

### 2. 2016年障害者法制定までのアクセシビリティ関連規定

1995年障害者法においても、アクセシビリティに関係する規定が設けられていた。たとえば、「非差別」と題された第8章に置かれた条文には、交通機関や建物におけるアクセシビリティについて定めたものが含まれている。すなわち、第44条では運輸に関する差別解消として、鉄道やバス、船舶、航空機へのアクセスを容易にすることなどが事業者に求められているほか、第45条では道路における差別解消として信号機の音声シグナル、スロープの設置などが求められている。また、第46条では公共の建物においてスロープをつけることや車いす使用者仕様のトイレを設置することなど、建築物へのアクセスを容易にすることが定められている。

前述のとおり、この 1995 年障害者法の改正のため、草案を作成したのがスタ・カウル委員会である。その最終報告書には作成された改正障害者法草案が収められているが、この中ではアクセシビリティについて詳細な規定が設けられている。

#### (1) スタ・カウル委員会作成による 2011 年法案におけるアクセシビリティ

スタ・カウル委員会が作成した 2011 年法案は全部で 170 カ条（及び附則）からなるものであるが、そのうち 15 カ条がアクセシビリティにとくに関わる規定である。

アクセシビリティに関しては、障害者の権利に関して定めた条項を盛り込んだ第 1 編「権利及び権限 (Rights and Entitlements)」のなかに、第 12 条「女性障害者の司法へのアクセス」、第 17 条「障害児の司法へのアクセス」、第 32 条「政治参加の権利」そして第 33 条「司法へのアクセス」の 4 カ条が設けられている。これらのうち第 12 条は、適当な政府機関は女性障害者がすべての警察署、裁判所、審判所又はその他の司法機能をもつ若しくは法制度に関連する機関にアクセスできるように手段を講じなければならないことを定め、第 17 条は障害児の権利を保護する機能を児童の権利保護委員会に付与することなどを定めている。第 32 条では、投票所がアクセス可能なものになるように、選挙委員会などは努めなければならない（3 項）旨を規定している。第 33 条は 13 項にわたる規定が含まれている条文であるが、このうちすべての障害者又は障害者団体は、個人又は代理人として、裁判所、審判所、機関、委員会若しくは司法、準司法若しくは捜査機能を持つその他の組織にアクセスする権利を持つこと（1 項）や、法的手続きにあたりいかなるコミュニケーションを利用する権限を有すること（4 項）、すべての警察署をアクセス可能なものとする（9 項）、裁判所や審判所などの関連する施設は、その設備や事務所、インフラストラクチャーを障害者にとってもアクセスしうるものにする（10 項）などが定められている。

「権限、義務及び責務」と題する第 2 編では、第 76 条以下アクセシビリティに関する規定が複数設けられている。まず第 76 条でアクセシビリティに関する一般規定として、物理的環境、交通、情報、コミュニケーション又はその他の施設やサービスで公開されているものに関して、平等の権利を有すること（1 項）や、関連する政府機関などは、前項で定めるアクセスの権利について、保障しなければならないことなどを定めている。つづいて、第 77 条ではアクセシビリティの基準として、国家障害者の権利保護機関は、物理的環境、交通、情報などに関するアクセシビリティの基準を設定し（1 項）、基準は年齢やジェンダーの面で適切でなければならず（2 項）、その基準は 5 年ごとに見直しをすることとし（3 項）、関連する政府機関などは、駅や空港などが当該基準に適合するようにしたり、交通機関が適格的になるようにし、障害者が運転免許を取得することができるよう規則を定めたりすること（4 項）などを規定している。

第 78 条は個人の移動手段について、適切な価格で入手しうるように計画又はプログラ

ムを実施することなどを定めている。第 79 条は政府機関などが提供するサービスについて、追加の費用を必要とすることなく平等に受けることができるようにすること（1 項）や、公衆衛生、災害準備、雇用などに関する住民からの反応を募るような広報について、障害者がアクセスできるようにすること（2 項）などを規定している。また、第 80 条では情報通信技術へのアクセスとして、音声、印刷又は電子的ないかなる手段で障害者がアクセスできるようにすること（1 項 a 号）や、電気製品などについてユニバーサルデザイン原則を順守させること（同 d 号）などを定め、また、すべてのウェブサイト为国家障害者の権利保護機関が定める基準にしたがい、基準設定から 1 年以内にアクセス可能なものにする（3 項）などを規定している。また、第 81 条はユニバーサルデザインによる消費財の開発、生産及び供給を推進すること（1 項）などを規定している。さらに、補助動物による補助に関する第 82 条もまたアクセシビリティに関わるものということができる。

第 83 条は、国家障害者の権利保護機関が定めた規制に沿わない建築計画に対しては許可をすることができない（1 項）ことなどが定められており、第 84 条では現存する政府機関が公共の用に供している建築物などを規制に沿わせるために 3 年の期限を設け（1 項）、その他の公共の建築物に関しては 5 年の期限（2 項）を設けている。さらに、第 85 条ではサービス提供者の義務について、第 84 条と同様に 1 年の期限を設けている。また、第 86 条は国立ユニバーサルデザイン及びバリアフリー環境センターの設置とその役割について規定し、第 87 条では国家障害者の権利保護機関が前述のセンターとともに診療所、県病院、初頭・中等学校、駅又はバスターミナルなどにおけるアクセシビリティ向上の優先順位をつける行動計画を策定することなどを定めている。

このように、2011 年法案ではアクセシビリティに関する詳細な規定を設けている。ただし、その検討が進む中で条文の内容には変化が見られた。つづいて、2014 年に連邦議会に提出された「2014 年障害者の権利法案（以下 2014 年法案と略）」におけるアクセシビリティ関連規定について概観する。

## (2) 2014 年法案におけるアクセシビリティ

2014 年 2 月 7 日に連邦上院に上程された 2014 年法案においては、2011 年法案から条文数も絞り込まれ、規定内容もシンプルになっている点がみられ、アクセシビリティに関する規定についても同様である。第 10 条「投票でのアクセシビリティ」では、中央選挙委員会及び州選挙委員会は、すべての投票所が障害者にとってアクセス可能なものとなり、選挙手続きにかかわる資料が容易に理解しうるものになるようにしなければならないとしている。さらに第 11 条では、関連する政府機関は、裁判所、審判所、機関、委員会若しくは司法、準司法若しくは捜査機能を持つその他の組織について、障害を理由として差別することなく「司法へのアクセス」が可能となるようにしなければならない（1 項）、法的権利の行使に必要な支援を、障害者に対して行うこと（2 項）などが定められている。2011

年法案では女性障害者及び障害児の司法へのアクセスに関する規定が設けられていたが、2014年法案では独立した規定として設けられていない。

第39条はアクセシビリティに関する一般規定であり、2011年法案の第76条とつながるものである。2014年法案では、国家障害者委員会（National Commission for the Persons with Disabilities, 以下国家委員会と略）は都市部又は農村部における、物理的環境、交通機関並びに適切な技術及び制度を含む情報並びに通信並びにその他の設備及びサービスに関わるアクセシビリティに係る基準を設けなければならないとしている。第40条は交通機関へのアクセシビリティに関わり、関連する政府機関は以下の事項について適切な手段を講じなければならないとして、バス停、駅、空港における駐車場、トイレ、切符売り場、切符販売機などでの障害者のための設備をアクセシビリティ基準に適合的にすること（1項a号）、技術的に可能で障害者にとって安全であり、経済的に可能ですべての交通機関を（旧型車両等の改善も含め）デザイン基準に適合的にすること（同b号）や道路のアクセシビリティ（同c号）などを挙げているほか、2項では個人が利用する移動手段の促進などについて規定している。第41条は情報通信技術へのアクセスに関連する規定で、音声、印刷などのメディアをアクセス可能なものとする（i号）、音声、手話、字幕などを通信メディアにおいて提供しアクセス可能なものとする（ii号）、電化製品をユニバーサルデザインにもとづくものとする（iii号）を規定しており、2011年法案での第80条と対応するものとなっている。第42条は障害者が通常利用するユニバーサルデザイン化された消費財の開発、生産及び供給について、関連する政府はこれを促進する施策をとらなければならないことを定めており、2011年法案の第81条に対応するものとなっている。

第43条は2011年法案の第83条に対応するもので、国家委員会が定めた規制に沿わない建築計画に対しては許可を下さないこと（1項）や、当該規制に沿わない建築物については竣工の証明を発行しないこと（2項）を規定している。第44条は2011年法案の第84条に対応するものであるが、2011年法案の規定とは異なって政府機関が公共の用に供している建築物に関する規定は設けられず、対象を「公共の建築物」に統一し、規制に適合させる移行期間を5年としている（1項）。また関連する政府機関及び地方機関は、保健所、病院、学校、駅などの公的建築物におけるアクセシビリティについて優先順位をつける行動計画を作成し、発行しなければならないとしている（2項）。また第45条は、サービス提供者は第39条に定めるアクセシビリティの基準に適合的なサービスを2年以内に提供しうるようにしなければならないことなどを規定している。

このようにアクセシビリティに関連してみるかぎり2014年法案の規定は2011年法案の規定と内容としては大きく変わることはないものの、条文数が絞られていることが分かる。この2014年法案は上述の通り上院に提出され、社会正義・エンパワーメント省の常任委員会に回付された。その後2014年に下院が任期満了となったが、同法案は常任委員

会の下でさらなる検討が加えられた。その際、様々な障害当事者団体やその他の NGO などから法案に対する意見を募っている。つづいて、民間団体から提出されたコメントの一例を紹介し、アクセシビリティに関する議論の焦点を明らかにしたい。

### (3) 2014 年法案に対するコメントの例

2014 年法案に対してコメントを出した組織には、人権法ネットワーク (Human Rights Law Network) や、障害者の権利グループ (Disability Rights Group) あるいは国家人権委員会など、官民間問わず様々なものがあった。このように 2014 年法案に対して提出されたコメントの一つに、「インターネットと社会センター (Centre for Internet and Society) の提示したものがある<sup>5</sup>。このコメントの中で、アクセシビリティについては複数の条文を取り上げている。まず交通機関に関わるアクセシビリティの確保についての第 40 条に対しては、条文の中で「技術的に適切であり経済的に可能である限り」という文言が含まれていることが、アクセシビリティの完全な確保を妨げる可能性につながるとして、「技術的に困難又は高額なものとなるために施設の改善が難しいときは、当該交通機関又は施設へのアクセスについて別の手段を設けなければならない」というものに置き換えるべきだとした。つづいて第 41 条に対して、すべてのウェブサイトは、アクセシビリティ・ガイドラインに沿うものであること、また、政府機関のウェブサイトに対するアクセシビリティについては定期的な監査が必要であることや、技術者に対して研修を実施しなければならないことなどが提言されている。

さらに、建築物へのアクセシビリティに関わる第 44 条に対しては、その 1 項で「すべての公的建築物にアクセスできるようにする」と定められているところを、「すべての公共(的施設)にアクセスできるようにする」と変更すべきだとしている。ここでいう「公共」とは、単なる政府機関の施設のみではなく、病院、ホテル、図書館、店舗、銀行などが含まれる。これは、国連障害者の権利条約で、国は、「いかなる個人、組織、民間団体による障害に基づく差別をなくさなければならない (第 4 条 1 項 e 号)」ほか、「設備またはサービスを提供している民間団体が、障害者のすべての面でのアクセシビリティを考慮に入れる」ことを確保しなければならない (第 9 条 2 項 b 号)」としていることに関連している。このほか、同条に関連しては、「中央政府はすべての建築物や物理的空間に対する定期的監査を行う機関を設置」することについての条項を設けるべきだともしている。

また、サービス提供者のために設けられた移行期間が 2 年間とされているが、事業によっては必ずしも設備等の変更にかかる時間がかからないもの (携帯電話の料金徴収システムの変更や、ウェブサイトをアクセス可能なものにするなど) があることから、これを一定の年限を定めることは不適當であるとしている。

こうした意見をふまえ、常任委員会は 2015 年 5 月に報告書を提出している。その中には上述のコメントがすべて取り入れられたわけではないが、一部 2014 年法案に対する修

正が提言されている。

#### (4) 常任委員会の報告及び議会上程法案におけるアクセシビリティ関連規定

常任委員会の最終報告書では、司法へのアクセスに関連する第 11 条、公共の用に供される建築物についての移行期間に関する第 44 条 1 項、そしてサービス提供者の移行期間について定めた第 45 条についてふれ、それぞれ修正すべき点を述べている。

第 11 条に関しては、委員会は同条に盛り込まれた内容では障害者の司法へのアクセスという点ではすべての側面を含んでいるとは考えられないとしたうえで、NGO からの意見でも同条の規定は適当ではないとしている。また、委員会が疑問に感じた法律扶助活動及びその他の事項（裁判所までの交通費など）については社会正義・エンパワーメント省からの回答として、第 11 条 2 項及び 3 項で、家族と離れて暮らしている者や特別な配慮を必要とする者に対して法的権利を行使するのに必要な支援を行うことなどが定められていたり、国家法的サービス機構は交通手段に関する支援を提供しなければならないことを定めていたりすることを提示したとされ、委員会はこれを確認したうえで、小規模な支出についての規定を設けるべきだとしている（Lok Sabha Secretariat, 42-43.）。

第 44 条に関して委員会は公共の建築物を基準に適合的にするために 5 年を超えない期間になしうるのか、また 5 年の移行期間を超えたとしても基準に適合的にすべきものかという質問を社会正義・エンパワーメント省になげかけたところ、障害者にとってアクセス可能なインフラストラクチャーを整備するには財政的資源が必要であり、その状況は州によって異なること、州政府として期限内に適合的にすべきだとしてもケースに応じて緊急性に配慮しながら対応すべきだという回答がみられたという。また、「インフラストラクチャー」について委員会は大きなもの（空港、鉄道の駅、大きなビルなど）から小さなもの（トイレなど）まで様々であり、基準に適合的にする期間も種類により異なってくるとし、小規模のインフラストラクチャーに関しては 5 年という移行期間を設けるとしても、大規模なインフラストラクチャーに関してはケースバイケースで対応すべきだとしている。

このような常任委員会の意見とともに、2016 年 12 月 1 日に連邦上院には修正を加えた法案が提出された。修正箇所は前述のとおり 119 に及ぶが、アクセシビリティに関連する規定では第 39 条に関連して「中央政府はチーフコミッショナーと協議のうえ、規則(rules)を制定する」という内容に改正すること、第 43 条及び第 44 条において「国家委員会が作成した規制」という文言を「中央政府が作成した規則」に置き換えるなどしていることがあるのみで、実質的な改正はほとんどなされていない。

### 3. 小括

2016 年障害者法は、2016 年 12 月になされた修正法案をもとに成立したものである。

この法律の中では、アクセシビリティに関する規定が 1995 年障害者法に比べても多く設けられることとなった。その内容は当初作成された法案である 2011 年法案から条文数自体は減少しているとしても、規定された内容は必要とされる事項を極力盛り込んだものともみることができる。これらの規定は、司法へのアクセスに関する規定を除けば、政府機関などの責務や義務などについて規定している条文として規定されている。この法律の制定の目的の中で、アクセシビリティ関連規定は政府が進める「アクセシブル・インディア」キャンペーンの実施強化に関わってのものとされている。次節では、現在進行している同キャンペーンの内容について概観する。

## 第 2 節 「アクセシブル・インディア」キャンペーン

### 1. 同キャンペーンに関連するインチョン戦略

2015 年から開始された政府主導によるキャンペーンが、「アクセシブル・インディア」キャンペーン (Accessible India Campaign: Sugamya Bharat Abhiyan) である。このキャンペーンは、2012 年採択の国連 ESCAP による「アジア太平洋障害者の権利を実現するインチョン戦略」(Incheon Strategy to “Make the Right Real” for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific : 以下インチョン戦略と略)<sup>6</sup>において設けられたガイドラインにもとづき、設定され、実施されるものである。インチョン戦略は 10 の目標、27 のターゲット、62 の指標から構成されているが、このうち「アクセシブル・インディア」キャンペーンに関連するのが目標 3 として提示されている「物理的環境、公共交通機関、知識、情報及びコミュニケーションへのアクセスを高めること」というものである。

この目標 3 に関連しては 4 つのターゲットが設定されている。それは、「国の首都において、公に開かれた物理的環境のアクセシビリティを増大させる (ターゲット 3.A)」、「公共交通機関のアクセシビリティ及び利便性を高める (ターゲット 3.B)」、「情報及びコミュニケーション・サービスのアクセシビリティ及び利便性を高める (ターゲット 3.C)」、及び「適切な支援機器又は支援製品を必要としながらそれを持たない障害者の割合を半減させる (ターゲット 3.D)」である。そして、これらのターゲットの進捗状況を確認するための指標としては、「国の首都において、アクセシブルな政府機関の建築物の割合 (3.1)」、「アクセシブルな国際空港、港湾及び主要交通拠点の割合 (3.2)」、「公のテレビニュース番組に毎日字幕及び手話通訳が付与されている割合 (3.3)」、「国際的に認められていたアクセシビリティ基準を満たす、アクセシブルかつ利用可能な公的文書及びウェブサイトの割合 (3.4)」並びに「支援機器又は支援製品を必要とし、それを所有する障害者の割合 (3.5)」これとともに補助指標として「障害者の専門家を参加させることを求める政府のアクセス監査制度の有無 (3.6)」、「一般市民が利用しうる建築物のあらゆる設計を承認する際に適

用される、国際標準化機構（ISO）による基準のような国際的に認められた基準を考慮に入れた、バリアフリー・アクセスに対する義務的な技術基準の有無（3.7）、「手話通訳者の数（3.8）」などが挙げられている。このうち、「アクセシブル・インディア」キャンペーンに直接関連するものとしてキャンペーン資料で挙げられているのが、上記の 3.A から 3.C までの 3 つのターゲットで、とくに関連する指標としては上記の 3.1 から 3.3 と 3.7、3.8 の 5 つとされている。つづいて、指標との関係を視野に入れながら同キャンペーンの内容について概観する。

## 2. 「アクセシブル・インディア」キャンペーン

このキャンペーンでは、以下の 7 つの目標が定められており、それぞれに 1 つから 3 つのターゲットが設定されている。

### (1) 目標 1 「政府機関の建築物をアクセシブルなものとする」

障害者がアクセスしうる政府機関の建築物とは、これに入り、その施設を利用するに当たり何らの障害（バリア）もないことを意味し、これには階段、廊下、門、緊急出口、駐車場などの設備のほか、照明、標識、警告システムやトイレなどが含まれている。そして、アクセス可能な建築物か否かについては年次的な監査が必要となるとし、もしも完全にアクセス可能な建築物となったとみなされれば、監査の必要はなくなるものの、制度の変更などは随時求められるとした。さらに、基準はできるかぎり ISO のような国際標準に沿うものでなければならず、地域状況にも合うものでなければならぬとしている。これに関連するターゲットは、以下の 3 つであった。

1.1 デリー、ムンバイなどの主要な 26 都市<sup>7</sup>における、最も重要な政府機関の建築物 50 棟について、アクセシビリティの監査を行い、これを 2016 年 7 月までに完全にアクセス可能な建築物とする。

また、ラーンチー、ジャーンシーなどの重要な 24 都市における、最も重要な政府機関の建築物 25 棟について、アクセシビリティの監査を行い、これを 2016 年 7 月までに完全にアクセス可能な建築物とする<sup>8</sup>。

1.2 首都及び州都にある政府機関の建築物の 50 パーセントを、2018 年 7 月までに完全にアクセス可能なものとする。

1.3 上記の 1.1 および 1.2 に示された都市以外の各州の 10 の重要な都市または町で政府機関の建築物の 50 パーセントにおいて監査を行い、それを完全にアクセス可能なものとする。

### (2) 目標 2 空港のアクセシビリティを強化する

障害者が自由に入り，その施設を自由に利用でき，搭乗できるのがアクセス可能な空港であるとして，以下のターゲットを設定している。

2.1 すべての国際空港においてアクセシビリティ監査を行い，そのすべてを完全にアクセス可能なものとする（2016年7月まで）

2.2 すべての国内空港においてアクセシビリティ監査を行い，そのすべてを完全にアクセス可能なものとする（2018年3月まで）

(3) 目標 3 アクセス可能な鉄道の駅とする<sup>9</sup>

この目標に関連するターゲットは，以下のとおりである。

3.1 A1 および A, B カテゴリー<sup>10</sup>の駅を完全にアクセス可能な駅とする（2016年7月まで）

3.2 国内にある駅の 50 パーセントを完全にアクセス可能な駅とする（2018年3月まで）

(4) 目標 4 公共交通機関をアクセス可能なものとする

これはバスなどの公共交通機関が念頭に置かれていると思われるが，以下のターゲットが設定されている。

4.1 政府所有の公共交通機関のうち 10 パーセントを完全にアクセス可能なものとする（2018年3月まで）

(5) 公共の書類やウェブサイトを経済的なアクセシビリティ標準に適合するようにアクセス可能性及び利用可能性を強化する

法律，規則，報告書，書式，情報誌などの政府が発行する印刷物やウェブサイトなどについて，国際的標準に適合したものとするをいう。これに関しては，以下の 2 つのターゲットが示されている。

5.1 すべての政府（中央および州）のウェブサイトの 50 パーセントについてアクセシビリティ監査を行い，これらを完全にアクセス可能なものとする（2017年3月まで）。

5.2 連邦政府及び州政府により発行されているすべての印刷物のうち少なくとも 50 パーセントについてアクセシビリティ基準に適合的なものとする（2018年3月まで）。

(6) 手話通訳者の数を増加させる

これについては，

6.1 研修により 200 人以上の手話通訳者を増やす（2018年3月まで）

というターゲットが設定されている。

(7) 公共のテレビニュース放送における字幕や手話通訳を日常的に実施する

政府により制作または資金の補助などがなされているニュース放送について、手話通訳や字幕などを付することが求められている。これについては、次の2つのターゲットが設定されている。

7.1 字幕及び手話通訳の国内基準について国内のメディア機関と協議のうえで開発させ、これを採用する（2016年7月まで）

7.2 政府のチャンネルにおいて放映されるテレビ番組のうち、25パーセントが上記の基準に適合するようにする（2018年3月）。

以上の7つの目標及び13のターゲットが設定されたキャンペーンとなっている。今後は、これがいかなる形で実行に移され、想定していた通りの結果を出すことができるのか否かが問題となってくる。最後に、法制度の変容及びこれと密接に関連するキャンペーンの検討課題について概観し、まとめとしたい。

まとめ：今後の検討課題について

インドにおける障害者のアクセシビリティについては、2015年から2016年にかけて大きな変化があった。それが、本稿で紹介した2016年障害者法の成立と、「アクセシブル・インディア」キャンペーンの開始である。今後は、2016年障害者法の制定後の状況、とくに各州における執行の状況を検討する必要がある。本稿に関連した事項でいえば、障害者の様々な側面でのアクセシビリティの向上が、新法制定に影響されたか否かを知る必要があると思われる。これを知るための一つの手段が、前節で紹介した「アクセシブル・インディア」キャンペーンの実施状況の検討である。同キャンペーンでは、主要都市などでの建築物のアクセシビリティについて監査することなどが当初のターゲットとなっている。今後、監査の状況およびその結果について調査することで、インドにおける障害者の物理的アクセシビリティ向上の状況を把握することができるのではないかと考える。

〔注〕 \_\_\_\_\_

<sup>1</sup> Final Report of the Committee on Drafting the Rights of Persons with Disabilities Bill, 2011 ([www.dnis.org/Final%20Bill%20Report%20and%20Annexures.doc](http://www.dnis.org/Final%20Bill%20Report%20and%20Annexures.doc)) (2016年12月21日アクセス)

<sup>2</sup> Lok Sabha Secretariat, Standing Committee on Social Justice and Empowerment (2014-2015) The Rights of Persons with Disabilities Bill, 2014 Fifteenth Report (<http://www.prsindia.org/uploads/media/Person%20with%20Disabilities/SC%20report-%20Persons%20disabilities.pdf>) (2016年12月20日アクセス)

<sup>3</sup> これについて紹介した報道記事としては、”Disabilities Bill passed: New conditions, revised quota and few concerns” Indian Express (Web version) Dec. 15, 2016. (<http://indianexpress.com/article/india/disability-bill-passed-parliament-revised-quota-conditions-reforms-4427364/>) (2016年12月21日アクセス)などがある。

<sup>4</sup> 12月16日付のプレス・情報局による発表にもとづく (<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=155592>, 2016年12月22日アクセス)。

<sup>5</sup> 内容については <http://cis-india.org/accessibility/blog/comments-to-rights-of-persons-with-disabilities-bill-2014> (2016年12月26日アクセス)。

<sup>6</sup> 原文については [http://www.unescapsdd.org/files/documents/PUB\\_Incheon-Strategy-EN.pdf](http://www.unescapsdd.org/files/documents/PUB_Incheon-Strategy-EN.pdf) を参照した (2016年12月27日アクセス)。なお、内容の解説については以下のサイトを参照した。 [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon\\_strategy121123\\_j.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html) (2016年12月27日アクセス)。

<sup>7</sup> このほかの都市は、ベンガルール、チェンナイ、ハイダラーバード、コルカタ、アーメダバード、プネー、ボーパール、カーンプル、コインバトール、インドール、ジャイプル、ヴァドーダラー、スーラト、ナーグプル、ラクナウ、パトナ、ヴィンジャーカパトナム、ライプル、グルガオン、スリナガル、ティルヴァナンタプラム、ブバネーシュワル、チャンディーガル、ガウハティである。

<sup>8</sup> その他の都市は、ポートブレア、イタナガル、ダマン、パナジ、シムラ、ナーシク、ガンディーナガル、カヴァラッティ、アーグラ、ノイダ、インパール、シロン、アイザウル、コヒマ、プドゥチェッリー、ガントック、アガルターラ、デーラドゥン、シルヴァッサ、ルディアナ、ファリダバード、ヴァラーナシーである。

<sup>9</sup> 2017~2018年度予算では、500の駅をバリアフリーにすることが盛り込まれている。  
<http://www.thehindu.com/business/Budget/Highlights-of-Union-Budget-2017-18/article17127298.ece> 参照 (2017年2月6日アクセス)。

<sup>10</sup> A1 はチャトラパティ・シヴァージー・ターミナス (ムンバイ) や、ニューデリーなど主要な駅で年間の旅客収入が5億ルピー以上のものとして75駅がカテゴリ化されており、Aランクは全国で332駅がカテゴリ化されている。

[参考文献]

〈日本語文献〉

浅野宜之 2010. 「インドにおける障害者の法的権利の確立」 小林昌之編『アジア諸国の障害者法：法的権利の確立と課題』研究双書 No.585 アジア経済研究所 2010年 pp.149-182。

〈英語文献〉

Addlakha, Renu (ed.) 2013. *Disability Studies in India: Global Discourses, Local Realities*, New Delhi: Routledge.

National Human Rights Commission 2011. *National Human Rights Commission Disability Manual* (First revised ed.), National Human Rights Commission.

Government of India 2016. “The Rights of Persons with Disabilities Act 2016,” The Gazette of India Extra Ordinary Part II Section II, 28 December, 2016.